

第 3 章

やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造



県の鳥

シロチドリ（S47・6・20指定）

総数15万票を越える県民投票で選ばれました。木曾岬町から二見町にかけての海岸で見られますが、近年、その数が減少しつつあり、保護の必要性が叫ばれています。

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

第1節 身近な自然環境の保全・創出

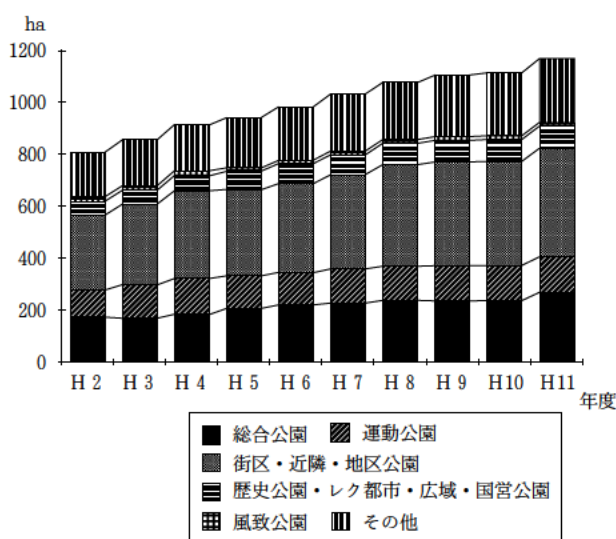
第1 快適環境の現況

1 都市公園

平成11年度末における都市公園の整備状況は、1,571ヶ所、約1,169haです。都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は7.19㎡です。

都市公園面積の推移を経年的にみると、街区・近隣・地区公園、総合公園、都市緑地の増加が顕著です。

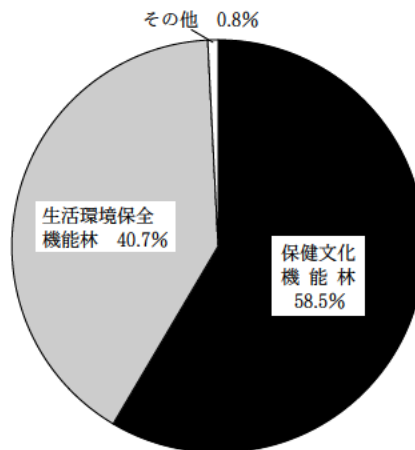
図3-1-1 都市公園面積の推移



2 緑

県下の森林のうち、平成11年度における保健文化機能・生活環境保全機能を有する森林及び地域森林計画対象外の森林（0.3ha以下の樹林地等）の面積は、146,246haであり、その機能別割合は図3-1-2のとおりです。

図3-1-2 保健文化機能等を有する森林等の面積



注)「保健文化機能林」「生活環境保全機能林」の面積は、地域森林計画書の「森林の有する機能別面積」によります。「その他」は、森林法第2条の森林の面積から、同法第5条の地域森林計画対象森林面積を引いたものです。

3 水辺環境

三重県は多くの河川に恵まれており、平成11年4月現在一級河川と二級河川をあわせて556河川、総延長2,601kmにも達しており地理的に3つのゾーンに分類することができます。

- ① 環伊勢湾ゾーンの河川は、木曾三川を除き、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れとなって伊勢湾に注いでいます。
- ② 伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布引山地から流下し、すべて木津川、淀川を経て大阪湾に注いでいます。
- ③ 熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水系が多く、我が国有数の多雨地帯から流下し、熊野灘に注いでいます。

海岸線延長については、平成11年4月現在で1,082km、そのうち海岸保全区域に指定する必要のある海岸（要保全海岸延長）は585km（14kmは埋立等により陸域に存する区域で海岸線延長から

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

除外：53%)、国土保全上管理を要しない天然海岸は477km(44%)、その他は35km(3%)です。

なお、要保全海岸延長のうち海岸保全区域に指定された海岸は527kmで、そのうち堤防・護岸等の海岸保全施設により防御されている海岸は398kmです。

海岸は大別して、伊勢湾口の神前岬を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に分かれ、前者は単調な海岸線と緩い海底勾配になっているのに対し、後者は複雑なリアス式海岸線と急な海底勾配となっています。

表3-1-1 三重県の河川

ゾーン	一級・二級	水系名等	河川数	河川延長(m)
①環伊勢湾	一級河川	木曾川	27	104,108
		鈴鹿川	46	246,268
		雲出川	40	256,636
		櫛田川	68	237,475
		宮川	55	305,224
		小計	236	1,149,711
	二級河川	24水系	98	516,696
	計	29水系	334	1,666,407
②伊賀内陸	一級河川	淀川	97	453,879
③熊野灘	一級河川	新宮川	30	192,435
	二級河川	50水系	95	288,398
	計	51水系	125	480,833
合計	一級河川	7水系	363	1,796,025
	二級河川	74水系	193	805,094
	計	81水系	556	2,601,119

4 歴史的・文化的な遺産

我が国の中央部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた三重県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

それらの多くは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保護されています。

表3-1-2 三重県内における国・県の指定文化財

(平成12年3月31日現在)

指定区分		国	県	計
有形	建造物	18	37	55
	絵画	19	27	46
	彫刻	63	87	150
	工芸品	17	49	66
	古文書類	36	47	83
	考古資料	8	14	22
	歴史資料	3	1	4
無形	芸能	0	1	1
	工芸技術	2	0	2
民俗	有形	1	22	23
	無形	6	32	38
史跡・名勝・天然記念物	特別史跡	1	0	1
	特別名勝及び天然記念物	1	0	1
	特別天然記念物	2	0	2
	史跡	29	65	94
	名勝	2	9	11
	名勝及び史跡	2	0	2
	史跡及び名勝	0	2	2
	天然記念物	25	81	106
	名勝及び天然記念物	0	1	1
	天然記念物及び名勝	1	0	1
計		236	475	711

5 景観

三重県の景観は、山地、丘陵、盆地、台地、低地、海岸に大別される多様な自然景観に加え、歴史的・文化的なまちなみの景観や都市景観によって形成されています。

本県では、「公共施設景観形成指針」を策定し、各種公共事業の実施にあたって景観への配慮に努めるとともに、広告物景観地区制度を創設し、指定を行ってきました。

また、都市において良好な自然環境を維持し、樹林地等の緑の保全を図ることを目的として風致地区を指定しています。(資料15-4参照)

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

第2 身近な緑の保全・創出

1 里山・市街地内樹林地等の保全と公園・緑地整備の推進

(1) 自然環境保全協定の締結

開発行為に伴う自然環境の保全を図るため、三重県自然環境保全条例に基づき、5ha以上の宅地造成等を対象に、知事と開発行為者との間で自然環境保全協定を締結しています。

(資料13 8参照)

なお、協定締結の対象区域には、県自然環境保全地域の特別地区、自然公園法及び三重県立自然公園条例に規定する特別地域（特別保護地区を含む。）は含まれません。

平成11年度には、工業団地2件、住宅団地4件、商業施設1件について協定を締結しました。

(資料13 7参照)

(2) 工場緑化の推進

工場の敷地利用状況の推移は、平成11年度末で表3-1-3のとおりです。

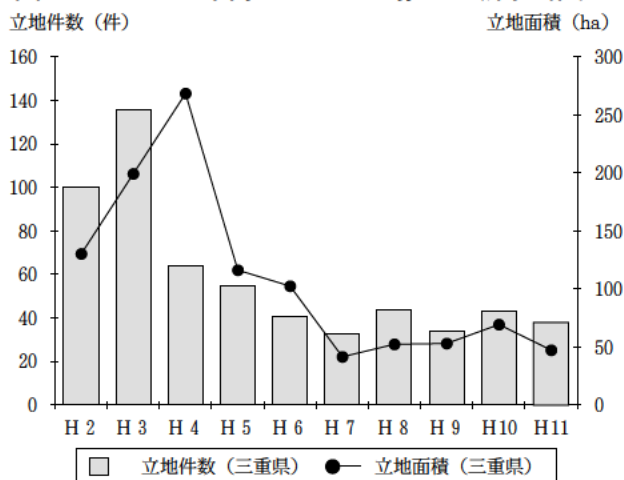
また、工場の立地が適正に行われるよう、平成12年3月末現在で61ヶ所、1,803haの工場適地を選定しています。

工場立地動向調査によると、過去10年間の工場立地の推移は図3-1-3のとおりです。

表3-1-3 敷地利用状況の推移

年度	項目	工業敷地			生産施設		緑地		緑地以外の環境施設		その他	
		面積	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
S49年法施行時		1,928ha	274ha	14.2%	166ha	8.6%	71ha	3.7%	1,417ha	73.5%		
S55年度末現在		2,337ha	311ha	13.3%	240ha	10.3%	90ha	3.9%	1,696ha	72.6%		
S60年度末現在		2,848ha	434ha	15.2%	380ha	13.3%	111ha	3.9%	1,923ha	67.5%		
H2年度末現在		3,431ha	562ha	16.4%	547ha	15.9%	121ha	3.5%	2,201ha	64.2%		
H7年度末現在		4,060ha	671ha	16.5%	697ha	17.2%	133ha	3.3%	2,559ha	63.0%		
H8年度末現在		4,104ha	688ha	16.8%	707ha	17.2%	134ha	3.3%	2,575ha	62.7%		
H9年度末現在		4,135ha	703ha	17.0%	723ha	17.5%	132ha	3.2%	2,577ha	62.3%		
H10年度末現在		4,174ha	709ha	17.0%	735ha	17.6%	132ha	3.2%	2,598ha	62.2%		
H11年度末現在		4,187ha	719ha	17.2%	738ha	17.6%	131ha	3.1%	2,599ha	62.1%		

図3-1-3 県内における工場立地動向の推移



	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
立地件数 (三重県)	100	136	64	55	41	33	44	34	43	38
立地面積 (三重県)	130.4	199.5	268.7	116.5	102.7	41.6	52.5	53.2	69.4	47.4

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

(3) 緑化の推進

三重県では、みどり豊かな快適環境の創出を図るため、「三重県緑化基本計画」を策定し、緑化行政を推進しています。また、三重県緑化基金や緑の募金に対する理解を高め、地域の団体等の緑化活動を支援しながら、県民一人ひとりが、参画する緑化運動を展開しています。

平成11年度には、春季緑化運動期間中（4/1～30）に、家庭用苗木の無償配布、緑の募金キャンペーン等を行うとともに、4月29日「みどりの日」に尾鷲市矢浜「尾鷲市営グラウンド」において“グリーンフェスタ'99inおわせ”を開催し、7,000名の参加を得ました。

(4) 居住地等周辺の森林整備

環境問題への関心の高まりや国民のライフスタイルの変化により、生物の多様性の保全、野外活動や森林教育等の場の提供、特に居住地周辺の森林に対する景観形成や山地災害防止及び大気浄化等、森林が有する身近な生活環境を保全する機能に対する期待が高まっています。

居住地周辺の森林において、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、地域の人工林等を対象に、森林及び林内環境の整備を進めています。

表3-1-4 居住地周辺の森林整備状況

箇所	整備内容	実施年度
尾鷲市 旧尾鷲町地内	除・間伐等の森林整備 作業路の開設 林道の開設	平成9年度 ～11年度

(5) 河畔林等の整備

堤防沿いの河畔林は、超過洪水などによる破堤、その拡大の防止、又は、越水時の氾濫水の低減などの治水上の効果が再認識されています。

また、河畔林、湖畔林によって、環境と調和の取れた治水、利水対策を推進するため、河川管理者が河川管理施設として樹林帯を整備、保全できるように河川法で定められています。

(6) 緑の基本計画の推進

三重県広域緑地計画の策定に伴い、これを広域的視点からの緑地の配置の指針として市町村によ

る「緑の基本計画」の策定を推進しました。

表3-1-5 緑の基本計画策定状況（平成11年度）

策定年度	策定市町村数	策定市町村
平成9年度	2	津市、松阪市
平成10年度	3	亀山市、嬉野町、上野市
平成11年度	1	香良洲町

緑の基本計画は都市計画区域にかかる市町村において策定できる計画です。

(7) 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供する等多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として、都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしている。国においては、第6次都市公園等整備七箇年計画を策定し、平成14年度末の都市計画区域人口一人あたりの都市公園面積を約9.5㎡とする整備目標を立てている。

本県の都市公園整備状況は、平成11年度末で都市計画区域人口一人あたりの都市公園面積は、約7.19㎡あり、県営公園は、北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク、県庁前公園、大仏山公園、熊野灘臨海公園の6つの公園がある。

（資料15-5参照）

平成11年度には、北勢中央公園等4つの公園について整備を進めるとともに、鈴鹿青少年の森の再整備を行いました。市町村営公園は、名張市の名張中央公園や安濃町の安濃中央総合公園等20箇所で開催を行いました。

表3-1-6 県営公園の整備状況（平成11年度）

県営公園名	整備面積 (ha)	内容
北勢中央公園	91.8	用地買収、園路整備等
亀山サンシャインパーク	13.3	洪水調整池整備、連絡橋下部工等
大仏山公園	37.2	園路整備、広場施設（トイレ）整備
熊野灘臨海公園	530.8	JR跨線橋橋梁整備、園地工等

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

2 公共施設（用地）における緑化の推進

公共施設に対しては、単に施設の機能のみでなく、公共の場として、より快適な環境の場を提供するため、施設等の緑化を進めています。

平成11年度には、財団法人宝くじ協会の助成により、四日市港管理組合霞ヶ浦緑地（四日市市）、県立こころの医療センター（津市）、中央児童相談所（津市）の緑化工事を実施しました。

3 緑のネットワーク化の推進

(1) 緑のネットワーク21の策定

森林等は水源かん養など多くの環境保全機能を有しており、また都市周辺の林や緑地は人びとの生活にやすらぎと潤いを与える貴重な場所です。

しかし、近年、社会経済状況の変化や都市化・各種開発事業の進展により、森林や都市近郊林等の荒廃・改変が進んでおり、山から海に至る豊かな緑の保全と創出は重要な課題となってきました。

このため、平成11年度には、学識経験者や市民団体代表等による懇談会の議論を踏まえ、緑の保全・整備の基本的方向を示す「緑のネットワーク21（みえ緑の保全と創出に関する基本計画）」（仮称）の検討を行いました。

第3 身近な水辺・海辺の整備・創出

1 多自然型川づくりと親水空間の形成

(1) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

河川の治水、利水の機能だけでなく、多様な自然環境の機能を生かすため、潤いとふれあいのある水辺空間を創出するとともに、多様な動植物を育む生態系にやさしい施設整備を推進しています。

(2) 街のシンボルとしての川づくり

河川周辺の自然的、社会的、歴史的環境と調和を図りつつ、地域整備等を進めるため、市町村の行う街づくりと一体的に水辺空間の整備を推進し、人々が、安心して暮らせる街のシンボルとなる川づくりを進めています。

表3-1-7 街のシンボルとしての川づくりの状況

（平成11年度）

整備河川名	整備内容
二級河川三滝川 一級河川五十鈴川	修景護岸工
一級河川名張川 他13河川	緩傾斜護岸・階段護岸

2 ため池・ダム湖等周辺における親水空間の整備

(1) ダム湖周辺の整備

ダム周辺の環境を極力保護しながらダム貯水池周辺部の適地の整備や緑化を行い、自然とのふれあいを図るための基盤整備を進めています。平成11年度には、ダム貯水池周辺における水と緑豊かな親水空間を創出するため、君ヶ野ダムにおいて多目的広場の整備をしました。

3 海岸・港等における親水空間の整備

海岸には多様な生物が生息しており、生態系の保全や物質循環において重要な位置を占めているが、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間でもあります。

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮した人工リーフ、緩傾斜護岸、養浜、遊歩道等を整備し、海浜の利用を増進するための親水空間の創出を進めるとともに、港湾や漁港においては、公園・緑地や休憩・運動施設の整備を行うなど、海を身近に感じられるような港づくりを進めています。

(1) 海岸環境の整備

平成11年度には、護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備しました。

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

表3-1-8

海岸名等	整備内容	担当課
阿津里浜海岸(志摩町)	養浜	港湾課
道瀬海岸(紀伊長島町)	養浜	
白浦東海岸(海山町)	人工リーフ	
御浜海岸(御浜町)	人工リーフ	
広の浜海岸(志摩町)	階段工	
千里海岸(河芸町)	修景工、植栽	
畔名海岸(大王町)	護岸、植栽	
的矢港海岸(磯部町)	護岸、遊歩道	
浜島港海岸(浜島町)	遊歩道、護岸、養浜	
五ヶ所港海岸(南勢町)	突堤、堤防、護岸	
長島港海岸(紀伊長島町)	突堤、潜堤	
三木里港海岸(尾鷲市)	護岸、遊歩道、養浜	
相賀浦海岸(南勢町)	護岸、植栽	
南張海岸(浜島町)	階段工、植栽	
島勝地区(海山町)	道路工	農業基盤整備課
相差地区(鳥羽市)	突堤工	
黒浜地区(紀伊長島町)	道路工、離岸堤	
錦(紀勢町)	突堤等	漁業振興課
三木浦(尾鷲市)	突堤等	
新鹿(熊野市)	護岸等	
答志(鳥羽市)	離岸堤等	

(2) 港湾の整備

公害の防止、自然環境の保全や創出、アメニティの向上、交流やレクリエーションの場の提供等を行うため、港湾の緑地整備を進めており、平成11年度には、鳥羽港において緑地護岸等の整備を実施しました。

(3) 漁村・漁港環境の整備

平成11年度には、漁業集落の生活環境の改善を図るため、集落内道路・排水路、集落排水処理施設等の整備を実施している3地区(宿浦、田曾浦、安乗)に助成するとともに、宿田曾漁港において、階段式護岸等の整備を実施しました。

第4 身近な生物生息地の保全・創出

里山や市街地内の樹林地等を身近な野生生物の生育・生息地として保全するため、それぞれの生物相の特性を踏まえた適正な維持管理や整備などを進めるとともに、必要に応じ中山間地域の耕作放棄地への広葉樹等の植栽を行うなど、生物の多

様性の向上に努めています。また、河川改修にあたっては、魚類等の水生生物の生息環境や昆虫等小動物の生息の場の確保など、河川が本来有している生物の良好な生育・生息環境に配慮した川づくりを進めています。

1 身近な緑の保全・創出による野生生物の育成・生息地の確保

広葉樹林は、形や質の良い有用樹から順番に伐採され、その後針葉樹人工林への切り替えが進み、有用広葉樹の供給は将来的に極めて厳しくなっています。

森林の有する公益的機能に対する国民の期待が高まる中、これらの期待に適切に対応していくため、生態的にバランスのとれた自然林に近い針広混交林の造成を推進していく必要があります。

広葉樹等の造成に対しては、国の補助制度が導入されており、造林事業によりクヌギ、コナラの広葉樹造成について補助金を交付しました。

2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

水辺等の自然生態系を保護し、野生動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県下を17ブロックに分け、溪流環境整備計画を策定中であり、平成11年度末で、員弁川水系他11ブロックにおいて計画を策定しました。

事業実施にあたっては、当計画に沿った詳細設計を行い流路の曲線化、水深や水際部の多様化、護岸への自然物素材の使用、瀬と淵の保護・創出を図っています。